

「類聚歌林」覚え書き

——編纂時期の論の検討を中心に——

市 瀬 雅 之

「類聚歌林」覚え書き

——編纂時期の論の検討を中心に——

市 瀬 雅 之

一 「はじめに」

万葉集の編纂において、その資料の一つであった類聚歌林について考察してみたいと思う。

類聚歌林は山上憶良が編纂したと考えられるが、その直接の資料として見ることができるのは、万葉集の左注に九例を見るのみである。平安朝の『永承五年（一〇一五）四月二十六日前麗景殿女御延子歌絵合』（正子内親王絵合）の仮名日記、『興義抄』、同じ藤原清輔による『袋草紙』また藤原俊成の『古来風体抄』、『和歌現在書目録』、『八雲御抄』、『和歌色葉』にもその名を見ることはできるが、直接類聚歌林の記事を引用しているものはなく、記述の内容から、筆者がどこまで実物を確認していたのかに疑問を残している。¹⁾

研究史としては、中世に仙覚が類聚歌林の引用する「一書」が、伊予国風土記に類似していることを指摘したの

に加え、近世に入り歌に注釈の試みられる中で、九例の記事について検討が進められた。ただし、近世はまだ類聚歌林の編纂者として山上憶良を疑う加茂真淵の発言に代表されるように、⁽²⁾類聚歌林そのものの検討はなされず、本格的な研究はこれを修正する明治の研究を経て大正を待たねばならない。管見によれば、武田祐吉氏が『正倉院文書』の「写私雑書帳」の天平勝宝三年に「歌林七卷」と見える記事の存在を指摘し、これを「類聚歌林」ではないかと推定されて以来、⁽³⁾類聚歌林の書名、形態、分量、編纂時期、編纂目的、編者憶良の意識、あるいは万葉集の編纂との関わりなど多岐にわたって、先学の枚挙にいとまのない考察が進められてきた。しかし、資料の限界もあって、定説とまで認められるものは少ない。⁽⁴⁾編纂時期についても、今日までに広く山上憶良の生涯を通して検討がなされてきたが、いずれも定説とよぶにまで至らないのが現状だろう。

本稿は類聚歌林の編纂時期について、従来の諸説の問題点の整理を試み、先学諸説を比較検討する中で私見を述べ、大方の御批正を仰ぎたいと思う。

二 「養老五年説への疑問」

類聚歌林の編纂が可能な時期として、先学によって次の四つの時期が推定されている。

- 1 憶良無位の時代（大宝元年以前）
- 2 遣唐使帰国以後から伯耆守任命以前

- 3 憶良東宮侍講の頃（養老五年の頃）
- 4 筑前守時代

右の期間は、憶良の生涯の中で類聚歌林の編纂の考えられる可能な時期のすべてを示すと考える。

最も早く、類聚歌林の編纂時期に憶良が東宮に侍した養老五年の頃を推定されたのは澤瀉久孝氏であったが、それは主に六番歌左注の引用する類聚歌林の「記」の記述が日本書紀の記述と一致することに注目し、さらに憶良が日本書紀を披見できた時期を考慮して

書紀の成ったのが養老四年であり、憶良の東宮に侍したのが養老五年であるから、歌林の編纂もまた養老の末年から神龜のはじめにかけて、即ち前述の如く、彼が東宮に近侍した頃の編纂と見るべきではなからうか。⁽⁵⁾と推定されたものであった。

また、市川寛氏も残される金石文等から天皇の諡號の書式が時代と共に一定のまとまりを持つことに着目し、特に八番歌左注が引用する類聚歌林に「後岡本宮馭宇天皇」と記されている点を取り上げ、「馭宇」の用字が養老の頃に集中して用いられた書式であることを根拠に、

この類聚歌林は至るところに日本書紀を引用してゐるのであるから、書紀の撰進養老四年以後になったことは明かであり、而も憶良は天平五年に歿したのであらうと思はれるから、その間十三年のうちに出来たものである。養老五年東宮に侍したころの編ではあるまいか。それに「馭宇」の字が用ひてあるところを見ても時代の慣例が用字をも支配することの切なるを覚えるのである。⁽⁶⁾

と澤瀉説を支持された。

さらに、養老五年説を支持する伊藤博氏は、万葉集中に類聚歌林の引用されている歌がいずれも天皇家を中心に宮廷と強く結びつくことから、その編纂目的を

皇太子（聖武）の侍講用教科書の一つとしと編まれたものであろうか。歌林の引用されている箇所が、巻一・二・九など、本研究が宮廷と最も関係が深いと認める部分に限られることや、作者の異伝のあるばあい、歌林がほとんど決まって天皇御製側を主張していることなどは、この推断を助ける。⁽⁷⁾

と推定、高野正美氏も

ここで類聚歌林の成立を振り返ってみると、それが憶良の東宮侍講時代と推定される事、またその内容が宮廷関係の歌の注釈である事等からして、憶良の進講したのは古い宮廷歌についてはなかったかと思われる。

と、首皇子への進講用の歌集であったことを指摘された。⁽⁸⁾

右の推定は昭和十年代にはじまり、昭和四十年代前半まで支持され定説化していた。しかし、昭和四十八年にこの養老五年説は比護隆界氏によって厳しく批判され、以来、養老五年説は改めて見直されることになった。

比護氏は類聚歌林に引用される日本書紀を現存する日本書紀と詳しく比較され、引用されたのは「書紀の稿本類、もしくは書紀とも相通ずる資料類を使用」していることを想定し、類聚歌林編纂の時期が養老四年を遡って推測できるとを指摘された。

そして、そのような日本書紀を憶良が披見できた背景を、川島皇子の「賓客」であった憶良が無位の時代から日

本書紀の編纂に携わったためと推定された。⁽¹⁰⁾

比護氏は他にも養老五年説に幾つかの疑問を示しておられる。比護氏の大宝元年以前とする説の検討も含めて、本稿も今、比護説を中心に養老五年説を改めて吟味しておきたい。

比護氏は類聚歌林の逸文と見られる次の記述に注目される。

① 類聚歌林逸文

記曰 天皇十一年己亥冬十二月己巳朔壬午幸于伊与温湯宮云々 (1・六左注)

(現存日本書紀・舒明十一年)

十二月己巳朔壬午幸于伊与温湯宮

③ A山上憶良大夫類聚歌林曰 飛鳥岡本宮御宇天皇元年己丑九年丁酉十二月己巳朔壬午 天皇太后幸于伊

豫 湯宮 (1・八左注)

(現存日本書紀・舒明十一年)

十二月己巳朔壬午

幸于伊

豫温湯宮

B 後岡本宮馭宇天皇七年辛酉春正月丁酉朔壬寅 御船西征 始就于海路 庚戌御船泊于伊豫熱田津石
 湯行宮 天皇御覽昔日猶存之物 當時忽起感愛之情 所以因製歌詠為之哀傷也 (1・八左注)
 (現存日本書紀・齊明七年)

湯行宮

七年 春正月丁酉朔丙寅 御船西征 始就于海路……庚戌御船泊于伊豫熱田津石

①の記事を次の理由より原存する日本書紀ではないとする。

イ 諸本全て「記」に作っている事

ロ 「記曰」の下に、「天皇」以下八字がある事。これを憶良の加筆、とみる事も出来るが、「記曰」とある事によって、「記」の本文と考えるのが妥当と思われる。

ハ 「温湯宮」の下に、続行文のあった事を示す符号が付いている事。……「記」の文が続行していた、と考えられる。

また、③についても

イ 天皇の宮号表記法が、厳密には書紀の記述方法と異なる事。

ロ 「天皇太后」の四字が入っている事。但、この③、Aと同一と思われる①の逸文には、この四字が見えず、憶良の加筆があった、とも考えられるが、反対に①において、続行文が省略されたように、この四字も削

除された、と考える事も出来るのである。

と、疑問視された。

小野寺静子氏も、③の天皇行幸が類聚歌林に「九年」と記されている事に着目され、日本書紀という舒明十一年の伊予行幸の誤りであったとの見方に加え

しかし、これは憶良による単純な書き違いとはいえない。他所(一)に「十一年」の記事を引用しているのであるから、書紀によって年次を訂正することが出来たはずである。が訂正をせず「九年丁酉」としているのは、歌林編纂の基になった文献にそうあったが為と考えられる⁽¹¹⁾。

と指摘し、また、③の類聚歌林引用記事には「庚戌御船泊于伊豫熱田津石湯行宮」以下日本書紀には見られな

い 天皇御覽昔日猶存之物 當時忽起感愛之情 所以因製歌詠為之哀傷也

の同日の記事が引用されていることに着目され、

書紀には歌林で伝えていない記事を伝え、逆に歌林には書紀で伝えていない記事を伝えている。このことは恐らく、歌林と書紀は同一の資料を基にししながら、書紀はその中のある部文を削除し、歌林は他の部文を削除し、史書や歌集としてのそれぞれの性格に適したものに仕上げた為であろう⁽¹²⁾。

と推定しておられる。なお部分的には疑問を残すものの⁽¹³⁾、この点については私も比護、小野寺氏の想定に従いた

ただし、憶良がそうした日本書紀の稿本類を披見できた機会として、大宝元年以前の憶良が、日本書紀の編纂に関わったと見る比護氏の推定を次のように考える。

大宝元年以前の憶良を知る唯一の手掛かりとしては次の歌が注目されるのだが、

紀伊国に幸す時に、川島皇子の作らず歌 或は云はく、山上臣憶良の作なりといふ

白波の浜松が枝の手向くさ幾代までにか年の経ぬらむ 〽一に云ふ、「年は経にけむ」〽(一・三四)

日本紀に曰く、「朱鳥四年庚寅の秋九月、天皇紀伊国に幸す」といふ。

山上の歌一首

白波の浜松の木の手向くさ幾代までにか年は経ぬらむ(9・一七二六)

右の一首、或は云はく、川島皇子の御作歌なりといふ。

と、右の歌の異伝の様子から川島皇子との係わりを推定する事は、憶良が大宝元年に無位から遣唐小録に抜擢される背景として穏当な見方かと考える。ただし、憶良が川島皇子にその能力を認められたとしても、それは川島皇子個人の評価であり、「無位」である憶良がそれをもってどの程度日本書紀の編纂に携わることができたのか、改めて日本書紀を引けば、天武十年三月十七日の詔に

天皇、大極殿に御して、川嶋皇子・忍壁皇子・廣瀬王・竹田王・桑田王・三野王・大錦下上毛野君三千・小錦中忌部連首・小錦下阿曇連稻敷・難波連大形・大山上中臣連大嶋・大山下平群臣子首に詔して、帝紀及び上古の諸事を記し定めしめたまふ。

と、その編纂には川島皇子以下十二名が命じられている。しかも、これを記録する者も「大嶋・子首、親ら筆を執りて以て録す。」とまで記され、憶良がさらにその下でどの程度のことかできたのかには疑問を残す。

また、川島皇子が編纂過程で自らが擁する賓客としての憶良に何か意見を求めることがあったにせよ、それだけで憶良が類聚歌林に引用できるほどのそれを披見できたとも考えにくいようにも思うのである。

さらに、比護氏は日本書紀の編纂に触発されて類聚歌林の編纂がなされたと推定されたが、筑前守時代に比較して大宝元年の頃の憶良の歌が万葉集にはほとんど見られないことに着目した場合、ここに当時の憶良の歌への関心の程度、それは歌を積極的に記録する意識の問題として、類聚歌林の編纂がどこまで可能であったのか、やはり大きな問題を残しているように思われる。

類聚歌林が引用する「一書」については、仙覚が伊予国風土記との記事の類似を指摘して以来、それがどのようなものであったかは一つ問題のだが、少なくとも伊予国風土記との内容の類似のみで、「一書」が直ちに「伊予国風土記の稿本類」であるという見通しは立つまい。⁽¹⁴⁾

小野寺氏は類聚歌林の編纂を

憶良が歌林で伝える行幸は中央の文献を基に、中央の地方への関わり方として、行幸によって朝廷が地方に関与してゆくあり方のようなものを伝えることに、歌林編纂の意図があったのではないか。⁽¹⁵⁾

と推定されたが、憶良は宮中において地方から持ち込まれる資料の中から、伊予国風土記の参考とした資料と同等の資料を見ることがさえできればよいのである。その可能性は早く日本書紀の天武四年二月九日の条に

大倭・河内・攝津・山背・播磨・淡路・丹波・但馬・近江・若狭・伊勢・美濃・尾張等の国に勅して曰はく、
「所部の百姓の能く歌ふ男女、及び侏儒・伎人を選びて貢上れ」とのたまふ。

との記事も見られ、既に天皇が地方文化に関心を示していることを顧みれば、さほど不可能な想像ではあるまい。
また、比護氏は『正倉院文書』の「写私雑書帳」に記されている「歌林七卷」を挙げて、七卷もの類聚歌林が東宮侍講の三年程度の時間で出来るものではないことも問題としておられるが、もとより『正倉院文書』の「歌林七卷」は類聚歌林か否か明らかではない。しかも、「歌林七卷」を類聚歌林と認めた所で類聚歌林の規模が、「類聚歌林の歌数は、最小限度三百數十首以上、最大限度五百數十首位」とも⁽¹⁶⁾

七卷といへば、萬葉集の分量から想像すれば千五百首前後、しかし萬葉集に引用せられてゐるものは、何れも相當長い題詞もしくは左注がついてゐるやうであるから、或は千首前後のものであつたかもしれない。⁽¹⁷⁾

とも推定される現在の状態では、直ちにその分量をもって編纂期間に三年が不適當と判断することも難しい。むしろ、萬葉集の巻一を例に考えた場合、

・右一首歌今案不似反歌也 但舊本以此歌載於反歌 故今猶載此次 亦紀曰 天豐財重日足姫天皇
先四年乙巳立天皇為皇太子（一・一五左注）

・右一首歌今案不似和歌 但舊本載于此次 故以猶載焉（一・一九左注）

と右に掲げた記述から巻一には何かもとなる資料があつて、これをまとめたものであることがみてとれるが、類聚歌林も

右檢 山上憶大夫類聚歌林 曰 一書戊申年幸比良宮大御歌（一・七左注）

と、ここに「一書」を参考にしてゐるよう、何かもとなる資料を利用していることが注目される。しかも、萬葉集に記された歌の作者と比較した場合、類聚歌林の方が歌の作者名を天皇と強く結びつけてゐる資料を選択していることから、類聚歌林が一定の判断基準の下に資料の中から歌を撰集していることを考え合わせると、類聚歌林に収められた歌を最大限に見積もつて千五百首程度と仮定した所で、これらの歌を特定の基準に基づき、既集の歌々から類聚し編纂したとするならば、三年はそれ程短い期間とは考えがたい。むしろ当時の官人の日常生活から推して、それは三年もあれば十分とさえ想像する。

類聚歌林の編纂目的については、高野氏が指摘されるように憶良が歌を以て首皇子に進講したか否かに疑問を残すが、既に指摘されているように類聚歌林に収録された歌の作者の選択態度から考えて、類聚歌林が天皇家と何らかの結びつきの下に編纂されていることは認められるように思う。また、類聚歌林は芸文類聚を参考に編纂されているというが、憶良の学識から推してそれはいかにも憶良にふさわしい編纂と考えられる。そうした歌集であればこそ、その書名も中国の総集を意味する「類聚歌林」という名によって、自らの歌集の正統性を示したものと推測する。ただし、そのように歌集を編纂し得た憶良の役職であるが、養老五年を推定した場合、「令侍東宮」の記事の解釈はまだ定説を得ていない。⁽²⁰⁾

また、市川寛氏の考察にも、比護氏は町田甲一氏の「薬師寺は白鳳か天平か」（和歌森太郎編『日本史の争点』所収）を参考に

薬師寺東塔の擦銘は、東塔そのものの、再建、非再建論争に結着がっていない現在、確証として提出する事は出来ない、という事である。⁽²¹⁾

と述べ、北村進氏も

市川氏のあげられた「馭宇」の用例中、養老年間に用いられたのが確実と認められるのは『統日本紀』養老五年十月十三日の元明太上天皇の御遺詔一例で、他ははっきりと養老年間と断定できないものである。その中に養老以前と考えられるものがある。一つは『日本書紀』の神武天皇元年正月の記事である。確かに『日本書紀』が完成したのは養老四年であるが、その編纂は天武朝に始まると考えられており、それをもって養老年間の用字とは即断できない。むしろそれ以前に遡って考えなければならぬだろう。……もう一つは『常陸国風土記』の例である。市川氏はこれを養老年間に常陸の国守であった藤原宇合の手が加わっていると考えられて養老年間の用字例とされるのであるが、氏自身も言われるように里が郷に改まっていなことから、資料的には和銅に遡って考えられる。⁽²²⁾

と指摘されているが、確かに問題は残されている。

以上のように見てくると、養老五年説は当時の憶良の役職、市川説に一部疑問を残すものの、類聚歌林の書名と編纂内容、そこから推測される編纂目的と時代の趨勢より推して、それは首皇子の和歌テキストのようなものと考えるべき余地は残されるものと考ええる。他方の比叡説は、憶良が大宝元年以前に日本書紀の編纂に関わりこれを見、利用できたと考ええることに疑問を残す点で、他に類聚歌林の使用した日本書紀の入手経路が想定できるならば、

類聚歌林の編纂時期を大宝元年以前にこだわる必要はなさそうである。

三 「慶雲四年以後の憶良について」

次に、憶良が唐から帰朝したと見られる慶雲四年以後に注目したい。

慶雲四年から、靈龜二年に伯耆守に任ぜられるまでの九年間に類聚歌林が編纂されたと推定したのは梶川信行氏と北村進氏である。

梶川氏は、前掲の養老五年説を疑問とする比叡隆界氏の説をふまえ、

類聚歌林は、慶雲四年の憶良の帰国以後、そして伯耆赴任以前、おそらくは和銅の末年頃までに、唐への対抗意識と首皇子即位のための体制づくりという歴史の大きな流れの中で、その一連の動きの一環として、芸文類聚を範とし、贊同者藤原不比等、後援者粟田真人、実務者山上憶良という人々によって必然的に編纂されるべくして編纂された公撰の類纂書ではなかったかと考えるのである。⁽²³⁾

と、慶雲四年以後の九年間を推定された。

この九年間での類聚歌林の編纂はともかく、梶川氏の推定される中で、粟田真人を仲介者にして、藤原氏と山上憶良とを結ぶ考え方は、私も基本的にこれに従いたいと考える。

粟田真人は、文武四年に藤原不比等と共に律令選定を命ぜられており、この頃より不比等とのつながりが窺われ

よう。また、『新選姓氏録』などから山上憶良と同族出身である事が推定されるばかりか、大宝元年には憶良と共に唐に渡っており、加えて佐伯有清氏の考察によって学問への造形も深かった事が窺われる点、憶良と強く引き合うものが感じられる。さらに、靈龜元年、粟田真人は大宰帥の任を終え帰京しているのに対し、翌年、憶良が伯耆守に任ぜられていることも注目される。何よりも伯耆守の後に、憶良は東宮侍講に任命されているが、首皇子の教育のために編成されたであろうと見られる東宮侍講こそ藤原氏の勢力が強かろうと思われ、憶良がその中の一人に選ばれたことは、単に憶良の才能が勝れているばかりでは、憶良と藤原氏とのつながりを説明するには不十分なように思われる。

養老三年には藤原房前が参議に任命されているが、粟田真人の口添えにでもよって、伯耆守に任命された憶良が、房前にも認められて、東宮侍講に上がることにでもなったのだろうか。伯耆守に任命される頃の憶良をこのように考えたい。

しかし、憶良が伯耆守に任命されることを、類聚歌林の編纂と結びつけようとする梶川氏の見方にはなお、次のような疑問を残す。

まず、憶良が藤原氏にその能力を評価される場合、それは唐で高めて来た漢籍の知識でこそあれ、類聚歌林が、あくまでも歌集である点、ここに憶良の評価されている能力と類聚歌林の編纂には相違が認められる。また、このような漢籍の知識こそ認められたであろう憶良が、藤原氏に対してなぜ歌で貢献しようとしたのかについても疑問を残す。よしんば、憶良が歌で藤原氏に貢献しようとしたにせよ、その評価の段になると、藤原不比等を初めとし

て以後の四兄弟まで、どの程度歌に関心を示していたかを振り返れば、この疑問はますます深まるばかりであろう。

加えて、学問として歌を見た場合、続日本紀から

・慶雲4・4・29

正六位下山田史御方に布、歟、塩、穀を賜ふ。学士を優すとす。

・靈龜1・7・10

従五位下紀朝臣浄人数人に穀百斛を賜ふ。学士を優すとす。

・養老1・7・23

従五位下紀朝臣清人に穀一百斛を賜ふ。学士を優すとす。

と、憶良が唐より帰朝した頃から、養老四年以前に学問に優れた者に褒賞を与えた記事を参考に掲げてみたが、その前後を見ても、当時「歌」をもって学問として褒賞を得たという内容のものは窺われず、それは早く、「大君は神にしませば」と、歌いあげる柿本人麻呂を想起したら明らかなことで、仮に憶良が藤原氏のために類聚歌林を編纂したにせよ、そのことによって、憶良がただちに伯耆守に任命されたとは考えにくいように思われる。

さらに、憶良自身の歌の関心についても、憶良の筑前守時代の歌の記録態度に比較して、伯耆守時代の憶良の歌が記録に見られないことも疑問の一つに挙げておきたい。

ところで、前節で触れた、憶良が手にした「日本書紀」と称する資料の入手経路についてであるが、先に述べたように東宮侍講での憶良と藤原氏との係わりからすれば、類聚歌林の引用する日本書紀を与えたのは、あるいは同

じ東宮侍講であった佐為王を想像できはしまいか。佐為王は県犬養三千代と三野王との間の子であり、佐為王の父、三野王は、前引のように天武十年に日本書紀の編纂を命じられたひとりであり、三野王が集めた資料を佐為王が保存していた事はある得たはずである。

先に、梶川氏は首皇子即位の体制下で粟田真人を通じて藤原氏が憶良を積極的に起用したであろうことを説かれたが、藤原氏が憶良を起用した背景に、憶良も藤原氏に起用されることを望んだと考えるべきであろう。むしろ、立場としては憶良の方が積極的であったとさえ考えられる。憶良自身が藤原氏に積極的に近づけば、同じく東宮に侍していた佐為王の保存していた日本書紀の稿本を手に入れることは可能性として考えられなくはなからう。

また、無位の頃に川島皇子の周辺で修史事業に携わり、憶良が当時の日本書紀を自由に利用できたと想定するよりは、憶良の遣唐使時代に着目すればこの時「小録」という役職にあったことも見逃せない。この時節度使であった粟田真人は『旧唐書倭国日本伝』に、

真人好んで經史を読み、文を属するを解し、容止温雅なり。

と記されているものの、吉永登氏が指摘されたようにこの真人の評判の一部を録事の能力に求めるならば、憶良が中国で触れた史書によって日本の史書に関心を深めていることも想像できる。帰国後の憶良が日本書紀の編纂に携わったならば、その折りに未完の日本書紀を披見することができるのはもちろんのこと、そうでなくとも、史書にも関心を強くしている憶良は、折しも同じ東宮侍講であって、紀清人との同席を機に清人の個人的な「日本書紀」の手控えなどを借りる事も推定できるかと考える。

ただし、続日本紀に

(和銅七年二月十日) 戊戌。従六位上紀朝臣清人・正八位下三宅臣藤麻呂に詔して、国史を撰せしむ。

と、記される右の記事がどのような内容を意味するのか、説の別れるところではあるが、⁽²⁶⁾中断されていた日本書紀の編纂事業が従六位上の紀清人、正八位下の三宅朝臣藤麻呂を追加して再開されたと考えるならば、この時既に従五位下であった山上憶良の名がここに見られないのには疑問が残る。まして養老四年、日本書紀が奏上される少し前、その完成に最も重要であろうと考えられる時期に、憶良が伯耆守として赴任していることを考え合わせるならば、日本書紀の編纂に憶良が関与したとの見方にはますます疑問が深まるばかりである。⁽²⁷⁾こうした点を考慮すると、帰国後から靈龜二年までの間に憶良が日本書紀の編纂に携わっていたことを想定するより、むしろ、養老五年以後にその機会を求めるべきではあるまいか。その場合に、養老四年には既に日本書紀が奏上されている事実を重視すれば、憶良は奏上された日本書紀を見るまでもないほど完成された日本書紀を手にしたものと想像される。北村氏は井村哲夫氏の、書写後の類聚歌林が雅楽寮に架蔵されたとの推定を⁽²⁸⁾重視され、しかし、それでは市原王の類聚歌林の入手経路が不明瞭であるとして、むしろ市原王は個人的な趣味により、もともと雅楽寮に架蔵されていた類聚歌林を書写したのではないかと想像される。そして、類聚歌林が雅楽寮に収められた理由を憶良の役職に求め、憶良が雅楽寮の助であった可能性を示され、

『類聚歌林』は、憶良が雅楽寮の助であったと考えられる和銅三年から靈龜二年(あるいは和銅七年)の間に、雅楽寮に保存されている歌を資料とし、唐から持ち帰ったばかりの『芸文類聚』を参考として編纂された

ものである。それは首皇子とは無関係で、雅楽寮に架蔵された。そのことは同時に、憶良の個人的な編纂ではないことを意味する。またその意義は（これは改めて考えなければならないが）当時の政治的、社会的動きの中で理解する必要があるということである。⁽²⁹⁾と指摘された。

帰国後の憶良が靈龜二年に伯耆守に任命されるまでの九年間、どの様な役職にあったのかは不明である点で、この時期に憶良が「雅楽寮の助」であったと推定された北村氏の見方は注目される。しかし、北村氏が指摘されたように憶良が「雅楽寮の助」であった場合、史書にその名が記された者も見られる中、憶良の名が見られないのは疑問を残す。

また、残される逸文より類聚歌林の性格を考えても、「憶良の個人的な編纂でない」ことはうなずかれるが、そうした場合、雅楽寮の助であった憶良に類聚歌林の編纂を命じたものは誰で、何の為にこれを編纂させたのかという点で、北村氏の説は説得性に欠けているように思う。

加えて、残されている憶良の歌が、養老八年以後に目立つ一つの要因として、この頃より憶良の作歌意識が高まった、あるいは歌を記録する意識が高まった結果とも考えられ、その原因を私は類聚歌林の編纂に求めたいと思う。類聚歌林の編纂時期を筑前守時代に求められたのは北野達氏である。北野氏は類聚歌林の編纂時期、編纂形態を考察した従来の所説を検討され、

『類聚歌林』の編纂時期は、養老から天平の間に求めるのが無難であろう。

養老年間といえ、靈龜二年以降、憶良は伯耆守であり、養老五年「東宮に侍せし」められた時期である。東宮側近としての憶良が、歌の教材として東宮に奉ったものとする見解が思い出される。しかし、東宮に献上したものとしては、『類聚歌林』はあまりに雑然としており、杜撰であったと思われる。

と述べ、合わせて類聚歌林の引用する「一書」が伊予国風土記とは異なる資料であるとの考察から、憶良がこれをどこで手に入れたのかを問題にされ、

それは、伊予国に滞在した時を想定する他はないであろう。そういえば、『類聚歌林』の記事で詳細な記録を有するのは、伊予国関係歌に限られていることも注目してよい。

として、

歴史に残る機会としては、大宝元年遣唐使としての旅の途次と筑前守として下向及び上京の途次の折が考えられる。このうち、大宝元年はB（八番歌左注・市瀬注）に「馭字」の用字例があるから考えられない。憶良が上京した年は必ずしも明確ではないが、天平三（七三一）年に死亡した熊凝の志に和した歌をよんだ時には、筑前守であったから、上京はその後のことになる。そして、天平五年の六月には大病を煩いまま卒したものと考えられるから、この時期に『類聚歌林』を編纂したとは考えにくい。あるいは、『類聚歌林』は憶良が筑前守時代の述作であったのではあるまいか。もしそうであるとしたら、『類聚歌林』は憶良と大伴旅人の邂逅と時を同じくして編纂されたことになる。

と推定された。⁽³⁰⁾しかし、「一書」については先に触れたように憶良は何も伊予国になくとも、宮廷で得られる資料

の範囲を想定しさえすれば問題はあるまい。また、類聚歌林の編纂時期に「筑前守時代」を想定されるならば、編纂の目的が改めて論じられなければならないばかりか、類聚歌林の編纂が憶良の筑紫での作歌とどのように結びつくのか、加えて論じて頂きたいことは多い。

四 「おわり」

以上、先学諸説の検討を中心に類聚歌林の編纂時期を考察してきたが、その書名と残された逸文の内容より類聚歌林が天皇家との結びつきを示していることを重視したい。なお問題は残るものの、時代の趨勢より考えて首皇子の即位体制の一部として類聚歌林の編纂も試みられたのであろう。だからこそ憶良は芸文類聚等を参考に唐風の歌集を編めばこそ、歌集の正統性も「類聚歌林」という中国の総集として正統的な書名をもって示したものと推測する。

また、類聚歌林の内容から、歌の選定の基準は既に定めていたのであろうと推測したが、そうした場合に、憶良自身が類聚歌林を首皇子の為に進んで編んだとすれば、憶良はその適任者であったのだろう。それが第三者に命ぜられて編まれたならば、憶良のそれまでに公で認められてきたのが漢籍の力であることを合わせ考えると、類聚歌林の編纂に憶良の歌人としての資質は二の次であったものと推測する。

憶良は積極的に藤原氏と接触し、官人としての活路を見いだす過程で手に入れた日本書紀を用い、類聚歌林の編纂に利用した事を考え合わせると、諸説の中でなお養老五年説が最も穏やかな推定であろうと考えるものであった。その際に養老五年説に残される問題については、後考に期すものである。

注

- (1) 例えば岩下均氏は、「類聚歌林と万葉集」(『国学院大学大学院文学研究科論集』第二号)の中で『袋草紙』の「故撰集子細」に見える「山上憶良類聚歌林一本書也。」に着目し、これを享受史から見て、
一、清輔もやはり実際には見たこともないのだが、不用意に「一本書也」と想像して述べてしまった。
と推定されている。
- (2) 山上憶良大夫は古の物知人と問ゆるを此類聚歌林は惣て誤多きを思ふに、後の好事人憶良の名を借て偽り書し物也……
△「万葉考別記」一〇
- (3) 『上代国文学の研究』、『万葉集書誌』(武田祐吉著作集)第六卷所収。
- (4) 拙稿「近世以前「類聚歌林」研究史」『びぞん』第八三号、「類聚歌林研究史」稿「びぞん」第八四号参照。
- (5) 「山上憶良の生涯とその作品」『萬葉集講座』(春陽堂)等一卷、一六一頁。
- (6) 「御宇」用字考——付、古書成立年代に関する一考察——『国語・国文』第三卷第六号、一四頁。
- (7) 「十六卷本万葉集」『万葉学論叢』所収、「萬葉集の構造と成立」下所収、九六頁。
- (8) 「類聚歌林」『古代文学』十六号、二四頁。
- (9) 「類聚歌林の編纂」『上代文学』三十三号、二二頁。
- (10) (9)前掲論文参照。
- (11) 「類聚歌林考」『万葉集研究』第十三集所収、一九九頁。
- (12) (11)前掲論文、二〇七～二〇八頁。
- (13) 左注には他の箇所にも日本書紀が引用されているが、それらの記述にも

紀日 天豊財重日足姫天皇先四年乙巳……(1・一五左注) (現存日本書紀・皇極四年六月十四日)
紀日 天皇七年丁卯夏……(1・二一左注) (現存日本書紀・天智七年五月五日)
案「日本紀曰 天皇四年乙亥夏四月戊戌朔乙卯……(1・二四左注) (現存日本書紀・天武四年四月十八日)
辛卯……

などのように、ほとんどの記事に①の口の八字と同様の記事が付記されていることが注目される。また、③の口に ついても、

紀日 天豊財重日足姫……天皇……(1・一五左注) (現存日本書紀・皇極四年六月十四日)	中大兄……
日本紀曰 …… (現存日本書紀・持統三年四月十三日)	薨(2・一九三左注) ……皇太子草壁皇子尊薨

などのような加筆や削除が見られる。③のイの宮号についても同様のことが言える。

左注に引用されている日本書紀が現存する日本書紀と同一であるか否かに大きな問題を残すが、「紀日」以下に引用されている日本書紀は、必要に応じて一部が書き改められているようにも見えるだけに、共通する態度から、あるいは記述の差異に左注の筆者の手を想定することもできるのではないかと考える。

- (14) 北野達氏「類聚歌林」に関する試論」『山形県立米沢女子短期大学紀要』二十二号、一八頁。
- (15) (11)前掲論文、二二六頁。
- (16) 吉田幸一氏「類聚歌林統攷——歌数の推定其他——」『国語と国文学』十七卷八号、四八頁。
- (17) 吉永登氏「類聚歌林の形態について」『萬葉』二十一号。
- (18) 中西進氏は「東宮侍講」(「山上憶良」所収)一四六～一四七頁において、だから和歌をもって侍したということとはまったく反対に、だから漢風文雅をもって憶良は首皇子に侍したのだ、ということである。つまり、この類書の編纂という、漢籍に模した書物の作成は、和歌を漢風に引き込んだ行為であった。ちょうど、後に浜成が詩病論の中に和歌を導入して歌経標式を作ったように、しかも浜成の行為は大変に空しかったが、それとは逆に、きわめて有効にそれをしたのである。
- (19) (17)前掲論文、四一頁。
- (20) 小島登之氏「歌はぬ憶良——令侍東宮」の解釈——」『国語と国文学』四十九卷十号参照。
- (21) (9)前掲論文、一九頁。
- (22) 「憶良と「類聚歌林」——主として編纂時期をめぐって——」『上代文学』第五十九号、七四頁。
- (23) 「類聚歌林編纂の意義」『語文』第四十一号、六一頁。
- (24) 「新選姓氏録の研究」参照。
- (25) 「山上憶良——貧窮問答歌の成立——」『萬葉集——古典とその時代Ⅱ——』所収、一六〇頁。

- (26) 伴信友「長等の山風」、平田篤胤「古史徵開題記」、平田俊春「日本古典の成立の研究」、岩崎小弥太氏「上代史籍の研究」、北村文治氏「大化改新の基礎的研究」、坂本太郎氏「六国史」 「大化改新の研究」 「日本古代史叢考」等参照。
- (27) (14)前掲論文、一一〇—一四頁。
- (28) 「遊藝の人憶良——天平万葉史の問題——」 『国語と国文学』五十九卷第十一号、「赤ら小船」所収。
- (29) (22)前掲論文、八六頁。
- (30) (14)前掲論文、一八〇—一九頁。